

國第一回 參議院治安及び地方制度委員會會議錄第十一号

回付して参つたのであります。その他

の點は變つたところはないようであります。それで先ず、この衆議院の修正

に對する當局の意向を一應聽取して置く必要があると思ひます。内務省公安第二課長の原さんから御説明があるそ

うですが、發言を許可してよろしくござりますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○説明員(原文兵衛君) 衆議院で、附

則の法律の施行の期日を統合で定める
ようになつておりますのを、「昭和
二十三年一月一日から、主として施行

二十三年一月一日からこれを施行する。」と修正いたされましたのは、法律の施行の期日は「改定」で決めてはいけない

の施行の異日は政令で定めてないが、い、これはやはり法律で決めなくてはいけない、というような申入れ。關係方

面からありました。そうでありまして、そらしますと、この法案を通してお君

まして、又この法律の施行の期日を定める法律を作るといふ二重の結果にならぬ。

りますので、一つはこの法律は現在道路交通の取締に根據となつております

るところの「道路取締令」、自動車取締令、並びに各府縣令である道路取締規

則、これらが今年一杯でその效力を失うということになりますので、大體來

年の一月一日から施行したい、というふうに考えておつたのであります。が、實

は自動車取締令にありましたところの自動車の構造、装置及びに車輛検査の

點が、運輸省認係の道路運送法案の由
に入れられまして、こちらからは除外

卷之三

れたことは前に御説明した通りであります。その關係で運輸省關係の道路運送法案との道路交通事故取締法案を同時に施行しなければならないというふうなこともありますので、一應施行の期日を政令でお互いに連絡をとつて定めようということに當初なつておつたのであります。が、先程言いましたように、施行の期日は法律で決めなくてはいかんということになりましたして、衆議院の方からそのようなお話をありましたので、私の方としましては運輸省と連絡を取りまして、運輸省の方も只今委員會で審議中でありますが、同じく法律施行の期日を道路運送法案においても、昭和二十三年一月一日からと修正されるということとの話合がつきましたので、衆議院の方にもそのように修正して頂く方が、こちらとしても改めて又施行についての法律を出す必要もなくなりますし、はつきりして結構なこととでありますからそろそろお願ひした次第であります。

人力、畜力その他の動力により運転する軌道車又は小兒車以外の車をいふ。」
というわけで、小兒車ということが出でて來ているのです。ところが、それ以後には小兒車といふものは全然出て来ていない。そこで小兒車はどこを歩くのか、第三條によつて左側を歩くのか従つて通行しなければならない。」
ということを分らん。又四條においては、「歩道と車道の區別のある道路においては、歩行車又は車馬は、その區別に従つて通行しなければならない。」
ところが、軌道車の方は勿論軌道によって動くのだから分りますが、この小兒車はどこを歩くのか。これは小兒車は當然歩行者に包含するのだといふようなお答えでしかれども、何をかう條文が少し足らぬようにも思ひます。そこに一抹齟れない點があるのです。小兒車を歩行者が押して歩くから歩行者とみなすとかいはうな、何をかの點をお尋ねいたしたいと思ひます。
それから第九條第三項に「都道府県知事は、運轉免許を受けた者が不具駕駕疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、」とあります。が、その「特別の事由」というのはどういうことを豫想しておられるのか。又そのあとに「又は必要な處分」とあります。が、これはどういうことをするのか。それもお尋ねしておきます。

動車道ですから早く速度の制限を定めることを豫想しておるのだろうと思ふ。ですが、或いは専用自動車だけれども、険しい危ない所など速度の制限を遅くするということも豫想しておらねえるのか、その點を念のためにお尋ねいたします。

○説明員(原文 兵衛君) 第一點の、第一條の「危険防止及び他の交通の安全を圖ること」云々とありますのは、危険防止が事故防止の原則でありますから、實は交通の事故防止……消極的な事故防止だけでなく、廣い意味では車両の事故防止になるかも知れませんが、交通事故防止になるからも知れませんが、交通事故の圖情を圖るといううような意味も若者君の提案に含まれておるのです。それは事故防止のためだけではなく、即ち危険防止のためだけでもあるならば、自動車は一番遅いスピードで走つたらどうか。例えば時速五キロとか十キロとか、歩行者と同じようスピードで走つたら、これは殆んど危険はないのじやないか。或いは危険防止だけのためであるならば、交叉點における信號の方法、例えば一方の通行を十分間やらせる。そうしてそれをびびつと止め、他の方向の交通の流れを十分間流させる。それでも危険防止のためだけならば或いは目的を達するかも知れないのですが、それではいわゆる交通の圓滑と申しますか、そういう方が完全無視されてしまう。圓滑の圓滑が無視されると、やはり車両の意味では危険防止ということも事半功半の原因となることもありますので、直接にはやはり交通の圓滑は防止されないと、交通の圓滑化も含めるといふよ

な意味を含めておるのであります。だ實はこの法律に使われます言葉はそのまま交通方法の教諭といいまして、或いは標語というようなものになりますので、交通安全であるとか、危険防止というのが直ぐそういうふうに役立つ。又そういうふうにしますので、交通の圓滑ということを一般の方々の交通知識の向上といふことを圖りたいと思う點も含まれておられます。そこで、どうもびつたり行きとんどのことがどうもびつたり行きませんので、そういう意味も含めまして「交通の安全」というふうに書いてあるでござります。

それから二條で、小兒車以外の車について、小兒車はその後さつぱり出来ないといらお話、誠に御尤もなあります。が、これは四條における道、車道の通行の區分、横断その他要な事項を命令で定める。その命令中に小兒車の通行の方法を規定いたしまして、この法律とその命令とを一貫はこの法律につきましては、最初御説明したかと思うのであります。が、法律に書いてあることと、殆ど命令には成るべく擧げない、というふうにしておりました。そうして命令だけで、大體その命令を讀めばその目的達する。交通に関する規則を知ることができると、いうふうにしたいと思つております。が、命令の方にその點を細部に亘つて詳しく述べられて、まあ法文としてこの法律だけ見ますと、何かこちあわやとおかしいような感じを確かに與えられるので、まあ法文としてこの法律だけりますが、實質上は不便のないようありました、というふうに命令の方を单しておきます。

それから運轉免許の取消し若しく

停止處分、その他必要な處分をする場合における特別な事由を生じたときありますのは、運転者が事故を起こさないとも、或いは不具撫養になりませんでも、この法律に始終違反して事故が起きなくとも、そういう運転者に對して運轉免許を取消すといふことを豫定しておるのであります。それからその項の最後にありますところの「取り消し若しくは停止し、は必要な處分」、この「必要な處分」申しますのは、運轉免許を一定期間例えば三ヶ月なり半年なりといふ間停止をせらるゝの停止期間を限らずに若干十時間に亘り運転免許を停止をして置きまして、その停止期間中に、指定しておるところの自動車学校に入學させるとか、或いは講習會を開いてその講習を受けさせる。そぞろに再教育をする。そういう再教育を受けけると、令考へたまつて、必ずしも運転するに至ります。

「御免無事があつたのですが、この第二條の四項に「車廻とは、牛馬及び諸車をいふ。牛馬とは、「云々「諸車とは、

かねらす。最高速度の制限を定めるところができる。」とあります。この「最高速度の制限」というのは、専用の自

などいふことで、この交通の安全といふのは、むしろこの安全といふところに交通の圓滑化も含めるというよう

いたします」といふうちに命令の方を準備しております。

いうようにまでその制限を高めると、うようなことを豫定しておるのであります。その場合におきまして見通しの

利かぬ曲り角であるとか、急坂路であるとか、いろいろな場合には、その区域内に交通規制を用いまして、その区域内の最高速度を制限するということは當然考えておるところであります。

○小野哲郎　この機会に私から四點について、政府に對して質問をいたしました

いと思います。

お考えになつておるか。これが第二でございります。

次は先程申しましたように、長期的な道路交通取締りに関する法制が整備されまることの機会を捉えまして、この法律の目的にもありますような、危険防止その他に關しましての何らかの運動を開いたしまして、一層いい交通秩序の状態を作り上げて行くといふ積極的な努力が必要でありますし、又國民的運動の協力を得る所以ではないかと思ふのであります。この種國民的な運動を展開する等の措置について、政府は準備をされておりますかどうか。この點を伺いたいと思ひます。

はそういう際におきまして可能でありますし、又是非やりたいというふうに考えておるのであります。次に、この法案を實施するにつきましての費用について計算しておるかといふお話でありますましたが、これは次の法案を實施する場合の運動といいますから、國民的な交通道徳の昇揚、或いは交通規則の遵守というよろんな運動を開することと關係して來るのであります。ですが、この兩點を一つにしてお答えいたしますと、只今實はこの法案が通りまして施行になります際を期しまして、お説にもありましたように、全國的に交通規則の遵守、交通秩序の維持、交通道徳の昂揚といらよろんな點につきましての大きな國民的な運動を展開したいといふふうに考えまして色々準備中であります。これは勿論いろいろな方法もありますので、有るゆる機會を利用し、咱らやる方法を講じたといふのであります。特に今度この運動を展開するに當りまして、重點を置こうと思つておりますのは、小學校の児童、小學校の教育の時間に、これはもう殆んど全部この法律から抜萃しました簡易な圖解入りのやうな交通規則、交通讀本正課にして、交通教育といふよろんな時間をお設けて貰い、小學校の児童を育むことを期したい。これを教科書として交通教育を施す。又それによりまして児童を通じて家庭への交通規則の徹底といふことを期したい。これをまあ重點といたしまして、この外映畫によるところの宣傳指導等でありますとか、或いはスター、その外交通に關するいろいろな展覽會、その他の催しといふよろんなことを考えておりますが、一番重點は

いりますが、そういう者を対象として、こ
そばつと花火的に散るのではなくて、こ
小学校児童並に中等學校の下級生とい
うことです。それで、この法律は、そのう
ちの機会に始めまして、その後ずっと恒
時に交通の時間を設けて、教育を通
じて本當にやつて行きたいというふうにこの法
の徹底の運動を考えているのであります
す。

そういたしまして、現在これらに要
する費用として計算して實は豫算を作
つておりますのは、大藏省とこれから
折衝しなければならないであります
が、私の方でその費用として豫定しま
したのは、只今申上げましたよらない
いろいろな運動に要する費用として、私
の方で實は大藏省にお願いしようと思
つて豫定しましたのが、約一千萬圓ば
かりの費用になるであります。最後
の豫算は、實は作つておりますが、只
今手許にございません。

それから最後の警察制度の改革につ
きましてこの法律とどういうような關
係になるかといふ點につきましては、
交通取締り、交通事故防止のための交
通取締り、いわゆる交通警察といふこと
とが警察の責任であり義務である。そ
れは既に現在の警察制度がどう改革
されましても、交通につきましては實
然どこでも同一に取締りをし、同一
な規則によつて取締られなければなら
ないものであります。そういう場合に
おきまして全國的に、又は総合的であ
り、統一的である法律といふものが特
にその效果を發揮して来るのはない
かと思いますが、假りに警察制度が變
更されましても、交通警察につきまし
てはむしろ從來より一層重要視されて
運用されるのではないかというふうに

私は考へておる次第であります。

によりまして、大體この道路交通取締法案が實施されました場合において

の政府の御措置の内容を伺つたのであります。が、もう一點私が先程伺いました中に、この法律案を施行するについて直接の経費はあるのかないのか、この點のお答えを願いたいと思います。それから又、警察官の員数について

は、將來警察制度改革の時期に考慮されるよう御努力をされておるよう伺つておりますが、單に交通警察官ばかりではないと思いますが、治安維持のためには警察官の増員をして行かなければならぬと思いますので一層の御努力を御傾倒願いたいと思います。尙将来の警察制度の改革を豫想いたしましてのお答えも私全く同感であります。して、そういう場合においてこそ將來の道路取締り或は自動車取締等を統一いたしまして、道路交通取締法典ができ上つたという場合の効果が十分に發揮されるのではないかということを期待いたしております。

尙光雲は、保局長がちよとお出でになりまして、それで私から伺いたい、又希望も申上げたいと思っておつたのであります。が、おいでにならなくなりましたので、難保局長に對する質問を保局長へいたしました。○岡元義人君 小さなことであります。が、ちよとお伺いしたいのですが、一月一日から實際にこの法令が施行されるということになりますと、地方の實際の業者というものがこの法令によりまして燈火その他の準備、そういうことをまでしなければならんのですが、十分政府としては一月一日からできま

と、いろいろことをお考へになつておるが、
それから字句について一つだけ、質
九條の取締りの中で事故を起したとき
の免許状の取消ですが、「同種」とい
うことが書いてあります。その「同種」
は自動車の種類といふぐらいいに解
すべきであるか。自動車の種類でも普
通りもありまして、自家用或いは營業
用、それから又特殊自動車というよ
るものがあるのでですが、これに對して
一つ教えて頂きたい。

それから免許證は都道府県において発行するわけですが、この免許證の融通範囲はどういう工合に、自動車取締令の中にあるのですか。徹底されますとどういふ工合になるかということをお伺いしたいと思います。これは別のことになります。それからこの運轉免許は四項にもありますように或る府県におきまして試験に合格して運轉免許を受けますならばその運轉免許はどこへ行つても日本國內においては通用するというふうになつております。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始めます。
○黒川武雄君 街頭を歩きまして、婦人警察官の交通取締をやつておりますが、非常に和やかに明朗に感じますが、交通取締につきましては、女性でありますから、非常に和やかに明るく感じます。婦人警察官を一つ多數に採用し、ひとと婦人警察官を以て當てられるよろしく、私は希望するのであります。
○説明員(原文兵衛君) これはやは
婦人警察官の採用につきましては、警視廳なり、各府県の警察部のいろ

るな質問がござりまするので、私の方で以て一律にそれがいい、ということになると、言ひ難ねますことと、もう一つは、確かにお話をような非常に和やかな良い點もあるのであります。實は婦人警察官は、現在交通警察官として、福岡なんかでは、自分で以つて交通信號をやつておるよくな所もありますが、東京通りでは、歩行者に対する補助的な役目をやつております。交通信號を自分でやるということは、何と言ひますか、肉體的にも相當な労働なのでありますて、まだ一律にどちらがいい、というような結論にも達しておりませんので、それともう一つは、今は各府縣警察部それゝの實情がありまして、任せております。私共の方でも結論を得ておひませんので、今後婦人警察官を検討にやりたい、といふようなことにもお答えできない状態にあります。御了承願います。

是非必要であるということは、これらは私から申上げるまでもないのですが、約束されおるのであります。何らかの機會にこれが増員を實現するように、勿論政府は常に努力を續けられておると思いますが、一層の御努力を願いたいと願うのであります。これは警察官の増員についての政府の御措置を伺いたいというのが第一點であります。

次は治安の維持につきまして、東京のごとき大都市の治安を維持しなければならんということは申すまでもないのですが、同時に東京を取巻いておる周邊地域の警察力を整備する。例えば千葉県であるとか、或いは埼玉県であるとか、そういうふうな周邊地域の警察力を充實する。いうことが、結局東京都の治安の維持と關聯いたしまじて必要なことではないかと思うのであります。然るに將來警察制度が改革されまして變化が起りますような場合にはおきましては、これらの點について缺くるところが生じ得しないか。言ひ換えれば、東京を中心とした一定の地区における治安維持というものを考え方にはならないに拘わらず、餘りに分權的な状態になる虞がないかといたします。現状におきましても、周邊地域の人口當りの警察官の配置數は、東京に比べて非常に手薄なのであります。そのために全體としての治安維持をして行くことが困難な状態にあります。したがって、この點についても只今から相當の措置を講じて、この點についても只今から相當の措置を講じて、この點についても只今から相當の措置を講じて、

究もし對策も講ずる必要があるのではないか。先程の委員は勿論是非必要ありますが、同時に現在の配置されたる警察官の人員につきましては、その合理的な再配畠を考える必要があるのではないか。増員の點と再配畠とに對しましての政府の御所見を伺いいたいと思うのであります。

尙最終に警察官の待遇改善について御所見を伺つたのであります。特交通取締りに従事いたしております警察官は、警視廳の管下におきましても七百五十名にも上つております。屋外勤務に従事いたしております開上、戸内の方とは餘程趣ぎが違つてると私は思うのであります。従つて員によりまして、一人當りの負擔量輕減いたしますと共に、その警察官待遇を改善して行く、こういう措置を取ることが、一面道路交通取締法の切な執行ができるのではないか、これは理の當然であろうと存じます。さうな意味合におきまして、交通關係官に對して何らか特別の御措置をつておられるか。又將來お取りにならうとするお心構えがあるか。この點伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(久山秀雄君) ちよつと記をお止め願いたい。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始めて。

○政府委員(久山秀雄君) 最後に、通警察といふうな非常に繁劇な勤

務交めめ速をる取扱よれ道をのを増加保てるにまつた特にひるそてでは

りまして燈火その他の準備、そういうことまでしなければならんのですが、十分政府としては一月一日からできる

○説明
婦人警察官の採用につ
警視廳なり、各府縣の

實情でありますので、きよらな點から
申しましても、どうしても治安維持に
必要な警察官を確保するということが

見ておるのであります。特に今申しま
した將來の警察制度の改革に伴いまし
て、この點についても只今から相當研

○政府委員(久山秀雄君) 最後に、交
通警察といふふうな非常に繁劇な勤務

に感念いたしておられます者に對しましては、特別の手當を支給するということを特に考えねばならんといふことにつきましては、私共もそぞ考えるのであります。それで、特別の手當を支給するということを非常に熱心に能率を上げて活動をするということでも、相當そぞうつた面で優遇いをいたしませんと、自然そういうことに對して非常に熱心に能率を上げて活動をするということでも、相當そぞうつた面で優遇いをいたしませんと、自然事務官等につきましては、これはもう警察の能率を維持する治安維持という立場から、警察官に對しまして特別の手當制度といふものにつきましては、これも前々から絶えずそういうことでの要請をいたしておりますので、ありますけれども、何しろ御承知のような財政の状況であり、一般的政府全體の職員の給與安定的な問題に關しましても、とてもそれが思ひよろしく行かない、先ず一應の俸給のみにつきまして、或る程度安定的な状態に達した上で、そういう手當の問題を研究するということになつておるのであります。が、いつまで經ちまして、本來の俸給そのものが常に職員一般につきまして不妥であり、動搖しておるというふうな状況で、そういうふうな問題にまでなかなか思うように問題が進んで行かないのです。ありますと、こういう點につきましては、甚だ遺憾に考えておるのであります。が、現状はそういうふうな状況であります。が、それは新らしい制度に切り替つて参りますといふふうな時期になりましたが、現状はそういうふうな状況であります。が、それには何らか思切った改革がいたされませんと、ただ徒然に制度のみ變りませんと、著しく警察の機能といふものが低

を來すといふらなことになりますことを非常に心配いたしておるのであります。が、これにつきましてもいろいろ悲觀的に考えられることばかり多いの維持は困難であり、能率ある警察活動でありまして、只今お話の問題は非そうありたい、又そうでなければ治安はむずかしいと思うのであります。なかなか／＼思う／＼うに参りません。そういう状況でありますと申譯ない、次第でありまするが、そういう状態に相成つておるといふことで、一つ御了解を頂きたいと思ひます。

○羽生三七君 議事進行について、この警察制度に関する問題は、他日又論議の機會があると思いますが、どうぞありますようか、我々相當意見を持つておるのでありますが……。

○小野哲君 よろしくござります。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑はございませんか。

○鷹圭一郎君 思いつきのことですねんですが、この道路交通取締法案を、交通量の非常に多い東京だと大阪のような所と、又地方の小都市の交通量の非常に少ない所と同じ法規で以て取締られる御意思ですか。

○説明員(原丈兵衛君) この法律は、全國的に全部この法律の下にはいて取締りをし指導をするといふに考えております。交通量の非常に少い所で、案外事故としては大きな事故が起

○奥主一郎君　いわゆる交通道德の勧行と申しましようか、交通量の多い所では、自然に通行人も止むを得ずといふとおかしいですが、守らなければ危険があるから、その意味からいっても、よく勧行されますが、地方の小都市においては、餘りにこれでは厳格過ぎて、通行人も勧行ができないし、又處罰を受けるいわゆる取締られる方の側につきましては、非常に酷似じやないか、又煩雜じやないかと實は思うために、田舎の小都市、何と申しますか、そういう所では、少し此の規則では無理ではないか、こういうふうに考えたものですから、ちよつとお伺いいたしました。

○中井光次君　この問題に關聯して、ようとお尋ねして置きたい、と思います。先程競業制度の問題に觸れて参りましたが、その問題については、改めて他の機會があると思いますが、この治安の問題でありますと、現在の状況を毎日見ますといふと、凶悪の犯罪の報道が毎日の新聞に一二を下らない。而してその後輩の状況はどうでありますかといふと、この點は「更何いた」のですが、必ずしもそろよくな展しておるのかどうかといふ疑いを持つておるのであります。ともかくもいろいろな事事が發生しておることそのまことにおきまして、非常な治安上の不安があるのであります。これらの點にましまして、その後政府においてお考になられたところとか、或いはその検舉の状況といふようなものについてお聞きたいといふふうに考えておられます。

○委員長(吉川末次郎君) それは委員長の方におきましても考慮いたしておられますので、できる限り御趣旨に副らるように取組ぶようにいたしたいと思つております。
他に本議案に關しまして御發言があつませんですか……。
御發言もないようでありますから、これからこの法律案につきまして討論に移りたいと思うのであります。それでは念のために申上げて置きますが、法律案は、先程申しましたように、衆議院で修正されました案が即ち我々が今取扱つておるところの法律案であるから、ことをよく御意識を願いたいと申うのであります。討論につきまして御意見のある方は、先ず賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思うのであります。御意見ございませんですか。
○岡本義祐君 この法案に對して質問であります。但し先程も質疑のとき申し上げをしたように、政府當局におかれましては、この法案による整理を行うものは、相當骨が折れるものであります。従つてこれを考慮されるのであります。というのは、尾燈を點けるとしてきましたが、實際に地方末端におけることは、「もうそく」一本だつてなかなか手に入らない實情があるのであります。この點につきましては十分に、含み願ひまして、そつとして賛成の意を表します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それではこれまでより採決いたすことになったいと申思ひます。法案は、先に申しました通り、衆議院の修正を得ました道路交通取締法案であります。本法案を原案通り可決することに御賛成の方々は御起立を望みます。

〔「總員起立」〕

○委員長(吉川末次郎君) 全員一致と認めます。従つて本法案は、衆議院の修正通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本院規則第二百四條によりまして、本會議で委員長がいたします口頭の報告の内容につきましては、豫め多數意見者の承認を得なければならぬことになつておるのであります。これは、員長におきまして、本法案の内容及び本委員会における質疑應答の要旨、並びに討論の過程における岡本委員の御賛成の御意見、その他の方々の御意見及び表決の結果等を私より報告いたしたこととしたしまして、御承諾を願つたことにいたしまして御異議がございませんでござらうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それで御異議のないものと認めます。

尚本院の規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたしました報告書には、多数意見者の署名を附すことになりますこと、御承知のこととだらうと思うのであります。それと本議案を可とされました方々に題次署名を願いたいと思うのであります。

〔多數意見者署名〕

○委員長(吉川末次郎君) それでは

署名を頼んでおりました間に次の議事に入りました。

御承認の如く地方財政及び地方行政の調整に關しまして、地方機関の設置の當否、及びこれに必要な法令の立案をするために調査の必要がある

だらうということになつたのであります。

が、つきましては參議院規則の第三

十四條第二項によりまして、議長に對

しましてこの地方財政及び地方行政に關する調査承認の要求をしなければならぬのであります。それで右のよう

な要求をいたしたいと思うのであります。

が、御異議ございませんでしよう

か。ちょっと速記を止めて……。

〔速記中止〕

全員九名であります。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それでは速記を始めて。それでは豫め右のような小委員を設けますことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。尙右の調査承認要求書の作製等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、よろしくございましょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 岡本委員から動議がありましたが、御異議あります。

○岡本愛祐君 動議を提出いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ない

と認めます。

○岡本愛祐君 小委員の員数は九名と

せられまして、その選定については委員長の御指名を頂くこととの動議を提出いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 岡本委員の

御動議がありましたが、小委員は委員

長において指名せよといふことでござ

いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それでは小委員を指名いたします。

○委員長(吉川末次郎君) それでは小

委員を指名いたします。

○委員長(吉川末次郎君) 鈴木直人君、小野哲君、岡田喜久治君、羽生三七君、岡本愛祐君、中井光次君、黒川武雄君、阿竹齊次郎君

吉川末次郎君、阿竹齊次郎君

黒川武雄君

草葉隆國君

岡田喜久治君

岡元義人君

小野哲君

駒井藤平君

阿竹齊次郎君

久山秀雄君

内務事務官(鷹保局長) 久山秀雄君

政府委員

内務事務官(鷹保局長) 久山秀雄君

説明員

内務事務官(鷹保局長) 久山秀雄君

内務事務官(鷹保局長) 久山秀雄君